

令和7年12月以降入所を希望する方のための

保育所等入所のしおり



この案内における「保育所等」とは、公立保育所、私立保育園、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業のことです。

保育所等の入所申込みについては、この案内を必ずご一読のうえ、お申込みください。

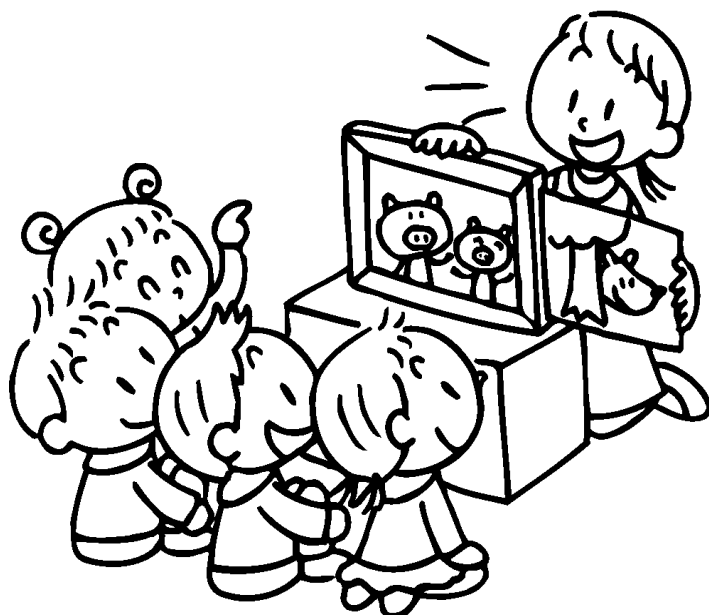
※認定こども園の幼稚園部分につきましては、直接園にお問い合わせください。

※申込み締切日までに書類が不足している場合は受付できませんので、日にちに余裕をもってお申込みください。

※申込書を提出いただく際には、教育・保育給付認定や利用調整のために、家庭の状況等をお聞きします。必ずお子さんを連れて、保護者の方がお越しください。

※申込内容に変更が生じた場合は、変更の手続きが必要となりますので、速やかに子ども福祉課へご連絡願います。

この案内は、大切に保管し、いつでもご覧になれるようにしてください。



岩沼市健康福祉部子ども福祉課

電話 0223-23-0826

-令和7年9月現在-

目次

1. 保育所等施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	2～3
2. 教育・保育給付認定（2号認定または3号認定）・・・	4～5
3. 申込みから決定までの流れ・・・・・・・・・・	6～7
4. 申込みに必要な書類及び保育を必要とする事由について・・・	8～10
5. 申込みと利用調整における注意点・・・・・・・・	10
6. 利用者負担額（保育料）無償化について・・・・・・・・	11
7. 利用者負担額（保育料）について・・・・・・・・	11～13
8. 食材料費（副食費＝おかず代）について・・・・・・・・	13
9. その他・・・・・・・・・・・・・・・・	14～15
10. 保育所等が保護者から直接徴収するものについて（予定）・・・	16
11. よくあるご質問Q & A・・・・・・・・・・	17
12. 気象警報等の発表時・避難情報発令時の対応方針について・・・	18
保育所等施設略図・・・・・・・・・・・・・・・・	19

保育所等の目的

児童の保育は、本来その家庭において行われることが最も自然の姿です。

しかし、保護者が就労している、あるいは疾病にかかっているなどのために、その家庭において十分な保育ができない場合、保護者に代わって家庭と同様に乳幼児を保育するのが保育所等です。したがって、保育所等は保護者の申込を受けて、家庭に代わって保育を必要とする児童の心身の健全な育成を行う児童福祉施設です。

なお、保育所等に入所（園）しますと、お子さんの生活の場は家庭と保育所等になりますので、保育所等との連絡を密にして毎日楽しい集団生活が送れるようにご協力をお願いいたします。



1. 保育所等施設一覧

各施設の空き状況は市ホームページからご覧いただけます。



認可保育所

	No.	施設名	所在地	電話	利用定員
公立	①	東保育所	岩沼市玉浦西四丁目1-2	35-7367	110名
	②	相の原保育所	岩沼市相の原二丁目6番41号 (県営相の原団地内)	22-2536	60名
	③	西保育所	岩沼市栄町一丁目2番18号 (岩沼駅西口近隣)	22-4488	60名
私立	④	岩沼保育園	岩沼市桜二丁目3番2号 (岩沼市役所近隣)	22-3087	60名
	⑤	竹駒保育園	岩沼市本町2番19号 (竹駒神社隣)	22-2729	95名
	⑥	岩沼北保育園	岩沼市相の原一丁目3番37号 (北児童センター隣)	22-2593	90名
	⑦	ほのぼの保育園	岩沼市中央三丁目7番16号	29-4124	60名
	⑧	ひよこ園	岩沼市たけくま一丁目26番8号	25-3034	32名
	⑨	J's保育園岩沼	岩沼市中央四丁目3番1号	36-9852	90名

幼保連携型認定こども園

認定こども園

認定こども園は教育・保育を一体的に行う施設です。3歳以上児は、保育を必要とする2号認定の子どもとそれ以外の1号認定の子どもが基本的に同じクラスで教育・保育を受けます。

	No.	施設名	所在地	電話	利用定員
私立	⑩	チアフルこども園	岩沼市三色吉字中の原75番地の6 (ハナトピア岩沼隣)	25-6220	70名 (1号認定10名) (2・3号認定60名)
	⑪	岩沼はるかぜこども園	岩沼市押分字水先5番地の6	25-6670	87名 (1号認定12名) (2・3号認定75名)
	⑫	岩沼西こばと幼稚園・ ぶどうの木保育園	岩沼市松ヶ丘一丁目10番2号 (岩沼西小学校隣)	22-5166(幼稚園部) 23-0813(保育園部)	225名 (1号認定135名) (2・3号認定90名)
	⑬	幼保連携型認定こども園 岩沼こばと幼稚園	岩沼市桜三丁目8番15号	22-5088(幼稚園部) 23-0318(保育園部)	135名 (1号認定75名) (2・3号認定60名)

※岩沼西こばと幼稚園・ぶどうの木保育園は令和8年4月1日より1号部分の定員変更を予定しています。

(利用定員：135名→90名)

小規模保育事業

市が認可する小規模な保育施設。3歳未満児の保育を行う施設で、少人数(6~19人)で家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。

	No.	施設名	所在地	電話	利用定員
私立	⑭	小規模保育事業A型 豆の木保育園	岩沼市中央二丁目4-1 チェルシーテラス201号	36-9565	19名
	⑮	小規模保育事業A型 ひなたぼっこ子どもの園	岩沼市二木一丁目3番7-9号	23-7997	19名

認可保育所

(令和7年9月1日現在)

No.	利用定員（内訳）			入所受入れ月齢	保 育 士 数 等					
	2号 認定	3号認定			所(園)長	副園長	主任保育士	保育士	その他 (パート保育 士等含む)	計
		0歳児	1・2歳児							
①	60名	14名	36名	生後3か月～	1	0	1	15	14	31
②	32名	8名	20名	生後3か月～	1	0	1	9	8	19
③	35名	6名	19名	生後3か月～	1	0	1	11	8	21
④	36名	5名	19名	生後3か月～	1	0	1	11	9	22
⑤	56名	9名	30名	生後3か月～	1	0	1	12	9	23
⑥	55名	9名	26名	生後3か月～	1	0	1	8	18	28
⑦	38名	3名	19名	生後3か月～	1	0	1	12	7	21
⑧	20名	4名	8名	生後2か月～	1	0	1	7	4	13
⑨	57名	9名	24名	生後3か月～	1	0	1	5	21	28

幼保連携型認定こども園

認定こども園

No.	利用定員（内訳）			入所受入れ月齢	保 育 教 諭 数 等					
	2号 認定	3号認定			園長	副園長	主幹保育 教諭	保育教諭	その他 （パート保育 士等含む）	計
		0歳児	1・2歳児							
⑩	33名	6名	21名	生後2か月～	1	0	2	19	8	30
⑪	42名	9名	24名	生後2か月～	1	0	2	17	7	27
⑫	51名	7名	32名	生後2か月～	1	1	2	29	14	47
⑬	36名	4名	20名	生後2か月～	1	1	2	23	11	38

小規模保育事業

No.	利用定員（内訳）			入所受入れ月齢	保 育 士 数 等					
	2号 認定	3 号認定			園長	副園長	保育士	保育従事者	その他 （パート保育 士等含む）	計
		0 歳児	1・2 歳児							
⑭		6 名	13 名	生後6か月～	1	0	7	0	6	14
⑮		3 名	16 名	生後 3 か月～	1	1	4	0	7	13

※公立保育所の入所の受入れは、乳児の首のすわりを目安としています。

2. 教育・保育給付認定（2号認定または3号認定）

（1）教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定は、お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって、3つの区分に分かれており、**保育所等を利用するには、2号認定または3号認定を受ける必要があります。**

交付された支給認定証は大切に保管してください。

教育・保育給付認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる主な施設	申請方法
1号認定 〈教育標準時間〉 ※直接各施設へお申込みください。	3～5歳	不問	・幼稚園（※教育・保育給付認定を受 利用できる園もあります） ・認定こども園（幼稚園部分）	園へ直接 申請
2号認定 〈保育標準時間/保育短時間〉	3～5歳	あり	・保育所 ・認定こども園（保育所部分）	市に申請
3号認定 〈保育標準時間/保育短時間〉 ※満3歳に達したときは、岩沼市が2号認 定に変更しますので、保護者が改めて 申請をする必要はありません。	0～2歳	あり	・保育所 ・認定こども園（保育所部分） ・小規模保育事業 （※満3歳に到達した年の年度末まで利用可）	市に申請

※岩沼市内の認定こども園の“幼稚園部分”または、私立幼稚園への入園を希望する場合は、直接園にお問い合わせください。

※1号認定と2号認定との併用申請はできません。

（2）保育の必要量（保育を必要とする時間）

保育の必要量は「保育標準時間（最長11時間）」と「保育短時間（最長8時間）」の2種類があります。下記表を基準とし、各家庭の実態に応じて市で決定します。

保育を必要とする事由	保育必要量	認定期間
就労	保育標準時間 保育短時間	就労証明書に記載のある有効期間（雇用期間）の 属する月の末日まで
妊娠・出産	保育標準時間	出産（予定）日を基準とした産前8週および産後 8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで
保護者の疾病・障害	保育標準時間	診断書等に記載のある有効期間の属する月の末日 まで
同居家族の介護・看護	保育標準時間	
災害復旧	保育標準時間	効力発生日から就学前までの期間
就学	保育標準時間 保育短時間	保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の 末日まで
求職活動	保育短時間	90日を経過する日が属する月の末日まで
育児休業	保育短時間	就労証明書に記載された育児休業期間の属する月 の末日まで

※開所時間は施設によって異なります。

※就労（就学）で認定を受ける場合、実働時間が月60時間以上であることが必要です。月60時間以上
120時間未満の場合は保育短時間での認定、月120時間を超える場合は保育標準時間での認定となりま
す。月60時間を超える部分につきましては、休憩時間・通勤（通学）時間なども含みます。

※1号認定の教育時間については、直接園にお問い合わせください。

◎保育時間のイメージ

①保育標準時間

7:00または7:30

18:00

19:00

保育時間最長11時間	延長保育③
------------	-------

②保育短時間

7:00または7:30 8:00

16:00

18:00

19:00

延長保育①	保育時間最長8時間	延長保育②	延長保育③
-------	-----------	-------	-------

○保育時間について

(令和8年度予定)

施設名	① 保 育 標 準 時 間		② 保 育 短 時 間	
	保育時間	延長時間	保育時間	延長時間
東 保 育 所	7:30~18:00	【月～金】 18:00～19:00 【土】 なし	8:00～16:00	【月～金】
相 の 原 保 育 所				7:30～8:00、16:00～19:00
西 保 育 所	【土】			
岩 沼 保 育 園	7:30～8:00、16:00～18:00			
竹 駒 保 育 園				
岩 沼 北 保 育 園				
ほ の ぼ の 保 育 園				
ひ よ こ 園				
J' s 保 育 園 岩 沼				
チアフルこども園				
岩沼はるかぜこども園				
岩沼西こばと幼稚園・ぶどうの木保育園				
幼保連携型認定こども園岩沼こばと幼稚園				
豆 の 木 保 育 園				
ひなたぼっこ子どもの園				



◎延長保育

保護者の労働時間や家庭の状況等、やむを得ない事情で保育時間区分内に送迎ができないと認められる場合は、上記の延長保育時間内で延長保育を行います。各保育所等へ申込書を提出してください。

なお、延長保育の利用は、利用者負担額（保育料）とは別に月額負担金があります。公立保育所の金額については、下記のとおりとなります。

	延長保育 ①	延長保育 ②	延長保育 ③
保育標準時間	—	—	18:00~19:00 (2,000円/月)
保育短時間	7:00~8:00 または7:30~8:00	16:00~18:00	18:00~19:00 (2,000円/月)
	(1,000円/月)		

※私立については、各園にお問い合わせください。

(3) 保育を必要とする事由

2号認定または3号認定を受けるには、保育の必要性が要件となります。児童の保護者がP8の事由に該当する場合、保育の必要性が認められるため、教育・保育給付認定を受けることができます。

《給付認定の有効期限》

◎保育を必要とする事由に応じた認定期間が有効期限となります。（詳細は左ページのとおり）

◎引き続き保育が必要な場合は、期限が切れる前に給付認定の期限更新手続きを行ってください。

《給付認定の内容変更について》

◎給付認定の内容（氏名、住所、保育を必要とする事由、世帯員の増減、障害者手帳の取得状況等）に変更が生じた場合は、変更申請が必要です。詳しくは子ども福祉課へお問い合わせください。

◎給付認定及び保育必要量の変更は月単位です。月途中で認定状況に変動があった場合は、翌月からの変更となります。

※利用者負担額（保育料）も保育必要量に応じて、月単位で変動します。

※保育所等に入所後、教育・保育給付認定期間が満了した場合や、P8の事由に該当しなくなった場合は、保育所等を継続して利用することができなくなります。引き続き保育所等を利用するためには、新たにP8の事由に該当し、2号認定または3号認定を受ける必要があります。

3. 申込みから決定までの流れ

(1) 令和7年12月～令和8年5月に入所希望の場合

教育・保育給付
認定申請
入所申込み
(10月10日～17日)

申込みをするお子さんを連れて、保護者の方がお越しください

申込受付期間：令和7年10月10日（金）から10月17日（金）まで

※土日祝日を除く

※お子様が体調不良の場合は、来庁前にお電話でご相談ください。

※お待ちいただくことも想定されますので、音の鳴らないおもちゃ等をお持ちください。

※混雑緩和のため、来庁予約が可能となっています。詳細は別紙チラシからご確認ください。

※受付期間を過ぎたお申込みは、優先順位が下がる場合があります。

申込受付場所：市役所6階第1会議室

（受付時間：9:00～12:00、14:00～17:00）

・申込み時にご家庭の状況及びお子さんの発達状態を確認します。

・必要書類のほかに「母子手帳」をお持ちください。

・育児休業給付金の支給期間延長の申請を予定されている場合は、入所申込書の写しをお控えの上お越しください。

利用調整
(12月末まで)

・保育を必要とする事由に対して、添付書類をもとに市で調整を行います。主に保育が必要である事由や世帯として配慮が必要な場合などを考慮し、緊急度の高い順に調整を行います。

・定員の都合等により、第1希望の保育所等へ入れない場合は、第2希望以降を考慮し、調整を行います。お待ちいただくこともありますのでご了承願います。希望する保育所等の記入が第1希望のみの方は、長期間お待ちいただくこともありますので、予めご了承ください。

利用調整が
ついた場合

各保育所等で面接

- ・面接実施通知書を12月末に郵送予定です。
当日はお子さんと一緒に各保育所等で面接を行います。

利用調整結果通知等の郵送

- ・面接をもとに、保育所等での生活に支障がないと判断した場合、調整先が保育所の場合は「利用調整結果通知兼入所決定通知」、認定こども園（保育所部分）または小規模保育事業の場合は「利用調整結果通知」を2月以降に郵送します。
- ・調整先が認定こども園（保育所部分）または小規模保育事業の場合は、各施設と入所についての契約の締結が必要になります。

入所説明会

- ・各保育所等での入所説明会に参加します。

入所希望日から慣らし保育開始

- ・入所日より前に慣らし保育を行うことはできません。

利用者負担額（保育料）決定

- ・入所後に利用者負担額を決定します。

利用調整が
つかない場合

入所調整がつかない場合は、待機していただきます

- ・利用調整結果通知は初月のみの郵送となります。
- ・定員に空きが出た場合、改めて利用調整を行い、調整がついた場合のみ、電話にてご連絡いたします。
- ・「保育所待機児童証明書」が必要な場合は、事前にご連絡の上、子ども福祉課へお越しください。

申込み時に保育所入所（保育所等利用調整）申込書を提出した方につきましては、子どものための教育・保育給付認定の申請が必要です。利用調整結果通知等に申請書を同封いたしますので、期日までに提出していただきますようお願いいたします。

※マイナポータルからお申込みする場合でも、上記の申込受付期間中に「母子手帳」をお持ちの上、お子さんと一緒にご来庁ください。なお、申込内容の事前確認のため、来庁される日の原則5日前までにマイナポータルから申込を行ってください。

※令和7年12月～令和8年3月に入所希望の方の利用調整につきましては、右ページ随時申し込みの流れと同様になります。

(2) 令和8年6月～令和8年11月の入所希望及び随時申込みの場合

教育・保育給付
認定申請
入所申込み

申込みをするお子さんを連れて、保護者の方がお越しください

申込受付期間：入所希望日の前月の5日まで（土日祝日にあたった場合はその前の開庁日）

例：7月1日入所希望の場合 ⇒ 6月5日まで

申込受付場所：市役所3階 子ども福祉課

- ・申込み時にご家庭の状況及びお子さんの発達状態を確認します。
- ・必要書類のほかに、「母子手帳」をお持ちください。
- ・育児休業給付金の支給期間延長の申請を予定されている場合は、入所申込書の写しをお控えの上お越しください。

利用調整
(入所希望月の前月)

- ・保育所等に空きが出た場合、市が利用調整を行います。
- ・保育を必要とする事由に対して、添付書類をもとに市で調整を行います。主に保育が必要である事由や世帯として配慮が必要な場合などを考慮し、緊急度の高い順に調整を行います。

利用調整が
ついた場合

各保育所等で面接

- ・保育所等と日程調整を行います。
当日はお子さんと一緒に各保育所等で面接を行います。

利用調整結果通知等の郵送

- ・保育所等での生活に支障がないと判断した場合、調整先が保育所の場合は「利用調整結果通知兼入所決定通知」、認定こども園（保育所部分）または小規模保育事業の場合は「利用調整結果通知」にてお知らせいたします。
- ・調整先が認定こども園（保育所部分）または小規模保育事業の場合は、各施設と入所についての契約の締結が必要になります。

入所希望日から慣らし保育開始

- ・入所日より前に慣らし保育を行うことはできません。

利用者負担額（保育料）決定

- ・入所後に利用者負担額を決定します。

利用調整が
つかない場合

利用調整がつかない場合は、待機していただきます

- ・利用調整結果通知は初月のみの郵送となります。
- ・定員に空きが出た場合、改めて利用調整を行い、調整がついた場合のみ、電話にてご連絡いたします。
- ・「保育所待機児童証明書」が必要な場合は、事前にご連絡の上、子ども福祉課へお越しください。

※マイナポータルからお申込みする場合

入所希望日の前々月の末日までにマイナポータルから申込みしてください。後日、子ども福祉課より面談のご連絡をしますので、入所希望日の前月の5日までに「母子手帳」をお持ちの上、お子さんと一緒に市役所3階子ども福祉課までご来庁ください。申込内容の確認やお子さんの発達状態の確認を行います。面談ができない場合、利用調整ができなくなることもありますので、ご了承ください。



入所申込みの取下げについて

保育所等の入所希望がなくなった際には、申込取下げの手続きが必要です。
子ども福祉課窓口までお越しください。

①入所申込みのみ取り下げる場合 ⇒ 「保育所入所（保育所等利用調整）申込取下書」

②教育・保育給付認定も併せて取り下げる場合

(1) 支給認定証交付前 ⇒ 「子どものための教育・保育給付認定申請取下書」

(2) 支給認定証交付後 ⇒ 「子どものための教育・保育給付認定取下書」

4. 申込みに必要な書類及び保育を必要とする事由について

2人以上のお子さんの申込みをする場合は、人数分の申込用紙をご用意ください(保育の必要性を確認する書類はコピー可)。

同居家族については、住民票の有無や世帯分離の有無にかかわらず実態のご記入をお願いします。また、申込みの際は家庭の状況等をお聞きするので、必ず保護者の方が子ども福祉課へお越しください(郵送不可)。書類不備の場合は受付できませんので、ご注意ください。

□に✓を付けて、ご確認ください。

①申込用紙【必須】※児童1人につき1枚、どちらか該当する方をご提出ください。

□保育所入所(保育所等利用調整)申込書 ※現在育児休業取得中の方、求職活動予定の方、就労先が内定している方

□子どものための教育・保育給付認定申請書(法第19条第1項第2号・第3号)兼保育所入所(保育所等利用調整)申込書 ※上記以外の方

②保育の必要性を確認する書類【必須】※有効期間は発行から3か月以内です。

- 申込みが複数の場合は、原本を1部用意し、不足分は写しを添付してください。
- 児童の保護者(父、母)は必ず書類の提出が必要です。
- 69歳以下の祖父母や親族と同居しており、書類の提出ができない場合、利用調整の優先度が下がります。

保育を必要とする事由			必 要 書 類	備 考
□就労 (内定含む)	雇用されている (会社員・公務員・ パート・派遣社員・ 内職等) ※法人の代表者である 場合も含まれます。	就労時間が月60時間以上の 労働に従事している場合 ※フルタイムのほかパートタイム、 夜間など、基本的にすべての就労 (居宅内の労働を含む：自営業・ 在宅勤務等)が対象となります	就労証明書	勤務先から証明を受けてください
	自営業 (個人事業主等)		自営申出書	最新の確定申告書の写しまたは 締結している契約がある場合は 契約書等の写しの添付が必要で す
□妊娠・出産		母親が妊娠中(出産間近)である か、または出産後間もないため、 その児童の保育ができない場合	母氏名、出産(予定)日が確認で きるページの母子手帳の写し	出産日と予定日が異なる場合は 変更手続きが必要となります
□保護者の疾病・障害		疾病にかかり、もしくは負傷し、 または自身に障害があるためその 児童の保育ができない場合	診断書または障害者手帳(※) ※身体障害者手帳1～3級 精神障害者保健福祉手帳1～3級 療育手帳A・B	診断書を提出する場合は療養が 必要な期間と日中保育が難しい 旨の記載、手帳を根拠とする場 合は等級が確認できるページの 提示が必要です
□同居親族の介護・看護 ※長期間入院等をしている 親族を含む		兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う 看護など、同居の親族(長期間 入院等をしている親族を含む) を常時、介護または看護してい る場合	①介護・看護申出書 ②介護・看護を受ける方の診断書 または障害者手帳等(※) ※身体障害者手帳1～2級 精神障害者保健福祉手帳1～2級 療育手帳A・B 介護保険被保険者証要介護3～5	診断書を提出する場合は常時介 護が必要な旨の記載、手帳を根 拠とする場合は等級が確認でき るページの提示または写しの提 出、介護保険被保険者証を根拠 とする場合は写しの提出が必要 です
□災害復旧		火災、風水害または地震などの災 害により、その児童の家屋を失っ たり破損したため、復旧にあたっ ており、その児童の保育ができな い場合	被災証明書または り災証明書	
□求職活動		保護者が求職活動中のため、そ の児童の保育ができない場合(起 業準備を含む) ※入所決定期間は90日を経過する 日が属する月の末日までとなります	求職活動(起業準備)中 であることの申立書または求職 活動予定であることの申立書	保育所入所希望日から90日以 内の期間で記入してください
□就学		職業訓練校等における職業訓練 等を受けている場合	在学証明書	在学中の学校から証明を受けて ください
□育児休業中		育児休業取得時に、既に保育を 利用している子どもがいて継続 利用が必要であること	就労証明書	休職の場合欄に育児休業の期間 が記載されたもの

③転入予定での申込みの場合【該当者のみ】

□保育所入所に関わる転入予定であることの申出書

□住宅建築請負契約書・賃貸借契約書等の写し等

※転入を検討中で、転入先の住所が確認できない場合、申込みはできません。

④状況に応じて必要な書類【該当者のみ】

※家庭の状況を聞き取りの上、子ども福祉課よりご案内します。

※状況に応じて必要な書類の提出がない場合、利用者負担額(保育料)階層を決定できないことや、多子世帯に対する利用者負担額(保育料)の軽減を受けられないことがあります。

必 要 書 類	備 考
□同意書	・保育所等入所後の利用者負担額（保育料）算定にあたり、児童と同居している親族の課税状況について、他市町村へ照会する場合があるため、同意を求めるものです。 ・以下に該当する場合は提出が必要です。 ① 令和7年12月～令和8年8月に入所(園)希望で、令和7年1月1日時点の住所が市外の方 ② 令和8年9月～令和9年8月に入所(園)希望で、令和8年1月1日時点の住所が市外の方
□在園証明書	・就学前の兄弟が以下に該当する場合は提出が必要です。 ① 市外の認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部または保育所に在籍している場合 ② 市外の地域型保育を受けている場合 ③ 企業主導型保育事業を利用している場合 ④ 児童発達支援、医療型児童発達支援または居宅訪問型児童発達支援を受けている場合 ⑤ 児童心理治療施設に通っている場合

⑤個人番号（マイナンバー）関係書類

◎個人番号の記載が必要となる申請書等は、次のとおりです。

- ・子どものための教育・保育給付認定申請書
- ・子どものための教育・保育給付認定変更申請書
- ・子どものための教育・保育給付認定申請内容変更届
- ・子どものための教育・保育給付認定証再交付申請書

上記書類の提出は、申請に来られた方の「①本人確認のための書類」が必要となります。

□①本人確認のための書類〈提示〉	
（以下のような顔写真のある確認書類1点） ・個人番号カード（マイナンバーカード） ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 等	（以下のような顔写真のない本人確認書類2点） ・健康保険被保険者証（令和8年12月1日まで） ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等

書類上の申請者ではない代理人の方（例：申請者の配偶者の方）が窓口に来られる場合、
「②代理人の代理権確認のための書類」が必要となります。

□②代理人の代理権確認のための書類（写しを提出）

- ・申請者本人の個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・申請者本人の運転免許証
- ・申請者本人のパスポート
- ・申請者本人の身体障害者手帳
- ・申請者本人の精神障害者保健福祉手帳
- ・申請者本人の療育手帳
- ・委任状
- ・法定代理人の資格を証する書類 等

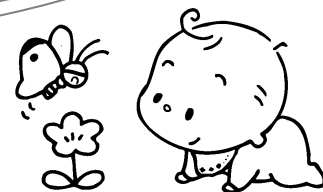
★市ホームページからも必要書類をダウンロードすることができます★

（ホーム→ かんたん検索→ 子育て→ 保育→

『令和7年12月以降入所を希望される方の保育所等入所申込について』をクリックしてください。）



←市ホームページは
こちらからご覧いただけます



5. 申込みと利用調整における注意点

入所申込受付後は、市で利用調整を行います。主に保育が必要である事由や世帯として配慮が必要な場合などを考慮し、緊急度の高い順に調整を行いますが、以下の注意点についてあらかじめご了承ください。

- ①入所申込書にて記載された希望施設のみで利用調整を行います。他施設において空きがある場合でも、記載されていない施設への調整は原則行いません。
- ②保育サービスの必要量の安定的な確保のため、入所申込書に記載された希望施設のうち、公立保育所よりも私立保育施設等への入所調整が優先される場合があります。
- ③育児休業からの復職を理由に申込みをする場合、入所日は原則月初め（1日付け）とし、翌々月の1日までの復職となります。復職までの期間がこれより延びる場合、退所となる場合があります。（子育て支援の一環として、最大2か月に延長しました。）
（例）令和8年4月1日入所⇒令和8年6月1日までに復職

- ④入所申込後に申込内容に変更が生じた場合は、変更手続きが必要です。

速やかに子ども福祉課までご相談の上、ご来庁ください。

- （例）
- ・希望施設を変更したい場合
 - ・入所希望日を変更したい場合
 - ・保護者の就労状況が変化した場合（就労時間や勤務日数の変更・就労先の変更・病気休業の取得・求職活動への変更等）
 - ・求職活動後、内定をもらった場合
 - ・引っ越しをした場合
 - ・世帯構成員が変化した場合
 - ・お子さんの健康・発達状態に変化があった場合 等

※保育の必要性を確認する書類の再提出が必要になる場合があります。

※申込内容変更は、申込受付同様に前月5日までを締切とし、次月の利用調整に反映されます。

※電話連絡による内容変更は受付できません。

6. 利用者負担額（保育料）無償化について

◎幼児教育・保育無償化について

令和元年10月1日から下記対象者の利用者負担額（保育料等）が無償となりました。

【対象者】

- ・3～5歳のすべての子ども（保育所等は3歳児クラスからになります。）
- ・0～2歳の市町村民税非課税世帯の子ども

【無償化の対象】

- ・保育所等の保育料…全額

※通園送迎費、食材料費、行事費、保育所延長保育料などは保護者負担となります。

◎第2子以降児童保育料免除について（岩沼市独自制度）

令和6年4月より、第2子以降児童に係る保育料を免除しています。第1子の年齢や世帯の所得を問わず、別居のきょうだい※や小中高生のきょうだいもカウント対象となります。

免除対象とするためには、利用調整後、「岩沼市第2子以降児童に係る保育料免除申請書」の提出が必要です。提出期限は希望月の前月25日まで（土日祝日にあたった場合はその前の開庁日）となります。提出期限に間に合わない場合は、子ども福祉課まで必ずご連絡ください。なお、提出期限を過ぎると、免除開始期間が遅れる場合がありますのであらかじめご了承ください。

※保護者に扶養されている大学生等に限ります。また、18歳児以上の兄・姉をカウント対象とする場合は添付書類が必要となる場合があります。詳しくは子ども福祉課までご相談ください。

7. 利用者負担額（保育料）について

○利用者負担額（保育料）算定の根拠となる税

利用者負担額（保育料）は、各世帯の所得に応じた負担（応能負担）となり、利用者負担額の算定基礎は「市町村民税」の課税状況や年度当初の教育・保育給付認定区分、保育の必要量により決定しております。

市では、国の制度や現在の税制等に基づき、利用者負担額（保育料）を定めています。

なお、令和8年4月入所（園）の児童ごとの利用者負担額決定は、令和8年4月中旬を予定しております（途中入所の方を除く）。また、決定前に利用者負担額をお伝えすることはできませんのでご了承ください。おおよその金額を知りたい場合は、課税状況がわかる書類（該当年度の税額決定通知・課税証明書等）をご準備の上、子ども福祉課までお問い合わせください。

対 象 月	算 定 根 拠 と な る 税
令和7年12月～令和8年8月分	令和7年度市町村民税所得割・均等割額に基づいて算定（令和6年所得分）
令和8年9月～令和9年8月分	令和8年度市町村民税所得割・均等割額に基づいて算定（令和7年所得分）

◎利用者負担額（保育料）を決定する際の市町村民税所得割課税額計算にあたっては、調整控除及び定額減税以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除等）は適用されませんのでご注意ください。

◎岩沼市に住民票のある方が他自治体で課税されている場合は、必ず子ども福祉課にご連絡ください。

○利用者負担額（保育料）の算定対象となる方

利用者負担額（保育料）は、保護者の市町村民税額を基に算定しており、次の「扶養親族」を算定対象としています。

◎父、母、事実婚の父母（保護者）

◎同居している祖父母等⇒保護者の市町村民税が**非課税の場合のみ**、算定対象となります。

※「同居」とは…実態として居住していることです（住民票がない場合や世帯分離の場合も同居とみなします）。

ただし生活費が別々であることを証明する書類があれば算定対象にはなりません。書類を持参のうえご相談ください。

※「祖父母等」とは…児童の直系尊属のことです。（例：祖父母、曾祖父母や高祖父母等）

○利用者負担額（保育料）等の納付について

利用者負担額 (保育料)	延長保育料
【公立保育所・私立保育園の場合】 納付方法…口座振替または納付書 納付期限…各月の月末 (土日祝日の場合は翌営業日)	【公立保育所の場合】 納付方法…口座振替または納付書 納付期限…各月の月末 (土日祝日の場合は翌営業日)
【認定こども園・小規模保育事業の場合】 納付方法…各保育施設に直接納付 納付期限…各保育施設にお問い合わせください	【私立保育園・認定こども園・小規模保育事業の場合】 納付方法…各保育施設に直接納付 納付期限…各保育施設にお問い合わせください

◎利用者負担額（保育料）は、保育士等の人件費、施設の管理費などにあてられる大切なものです。これらの費用を維持するためにも、利用者負担額（保育料）は必ず納付期限内に納めてください。期限内に納付がない場合、地方税の滞納処分の例に基づき、給与、預貯金、不動産等の財産について調査し、差押等の処分を行うことがあります。利用者負担額（保育料）の支払いが難しい場合は、子ども福祉課へご相談ください。

◎認可保育所等に入所できなかったご家庭や、利用者負担額（保育料）を納付しているご家庭との公平性の観点から、利用者負担額（保育料）の滞納は見逃すことのできない問題として、本市では収納対策の強化に取り組んでいます。

○ 岩沼市利用者負担額（保育料）基準額表

令和7年10月1日以降（予定）

保育利用（2号・3号認定）《認可保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業》					
各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		3号認定（3歳未満児）		2号認定（3歳以上児）	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C1	市町村民税均等割の額のみの世帯	11,000	10,800	0	0
C2	市町村民税 所得割のある 世帯であ って、その 額が次の区 分に該当す る世帯	48,600円未満	13,400	13,100	0
C3		48,600円以上51,000円未満	15,400	15,100	0
C4		51,000円以上56,000円未満	17,400	17,100	0
C5		56,000円以上57,700円未満	20,000	19,600	0
C5-1		57,700円以上59,000円未満	20,000	19,600	0
C6		59,000円以上77,101円未満	25,200	24,700	0
C6-1		77,101円以上78,000円未満	25,200	24,700	0
C7		78,000円以上97,000円未満	30,000	29,400	0
C8		97,000円以上115,000円未満	39,800	39,100	0
C9		115,000円以上169,000円未満	44,500	43,700	0
C10		169,000円以上237,000円未満	51,000	50,100	0
C11		237,000円以上301,000円未満	54,500	53,500	0
C12		301,000円以上397,000円未満	55,300	54,300	0
C13		397,000円以上	56,100	55,100	0

単位：円

◎利用者負担額（保育料）の年齢区分は4月1日現在の年齢により区分が行われます。年度の途中で誕生日を迎え満3歳に達し、3号認定から2号認定に変更になった場合でも、利用者負担額の変更はありません。教育・保育給付認定証につきましては、3歳に到達する前月に3号認定から2号認定に変更になった認定証を発行いたします。

◎市町村民税の申告がなされていない等、課税額の確認ができない方は、確認できるまでの間、最高階層（C13階層）での決定となりますので、必ず市町村民税申告や所得税確定申告のお手続きをお願いいたします。また、申告後、利用者負担額等の再算定を行い過納額がある場合には返還させていただきますが、所定の手続き期限までに申告等の手続きをしていただけない場合、過納額を返還できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。詳しくは子ども福祉課にお問い合わせください。

◎児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、「B～C6-1」階層に認定された場合には、この表の規定にかかわらず、それぞれ以下の徴収金基準額とします。

- (1)「母子世帯等」：母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいいます。

(2)「在宅障害児（者）のいる世帯」：次に掲げる児（者）を有する世帯をいいます。（各種手帳の写しをご提出ください）

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3)「その他の世帯」：生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯

《要保護世帯（ひとり親世帯等）、利用者負担額（保育料）基準額表》

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分			3号認定（3歳未満児）		2号認定（3歳以上児）	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
B	市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円
C1	市町村民税均等割の額のみ世帯		4,500円	4,400円	0円	0円
C2	市町村民税 所得割のある 世帯であ って、その 額が次の区 分に該当す る世帯	48,600円未満	5,000円	4,900円	0円	0円
C3		48,600円以上51,000円未満	6,000円	5,800円	0円	0円
C4		51,000円以上56,000円未満	7,000円	6,800円	0円	0円
C5		56,000円以上57,700円未満	8,000円	7,800円	0円	0円
C5-1		57,700円以上59,000円未満	8,000円	7,800円	0円	0円
C6		59,000円以上77,101円未満	9,000円	8,800円	0円	0円
C6-1		77,101円以上78,000円未満	9,000円	8,800円	0円	0円

8. 食材料費（副食費＝おかず代）について

※私立については取扱いが異なるので、通っている園に直接お問い合わせください

公立 保育 所 3 歳 以 上 児	金額	4,900円（国が示している額） ※3歳未満児は保育料に食材料費が含まれるため発生しません。 ※国の制度改正により変動する場合があります。
	納付日・納付方法	毎月末日 （当該日が土日祝日の場合は、次の金融機関営業日）に 口座振替 による納付となります。 ※口座振替の手続きをしていない場合は、納付書でお支払いいただきます。
	減免制度	給食を食べない日が連続して5日以上あることがあらかじめ分かっている場合は、「食材料費減免申請書」を食べない日の初日の前の日から起算して2週間以上前に提出すると、食材料費（副食費）の減免を受けることができます。通っている保育所にお問い合わせください。

○食材料費の免除について（公立・私立保育所、認定こども園2号認定の3歳以上児の場合）
年収360万円未満相当世帯※の児童、第3子以降の児童については、食材料費の免除対象となります。対象となる方には、別途通知します。
※市階層A～C5及び要保護世帯（ひとり親世帯、障害児（者）のいる世帯）における市階層A～C6に該当する世帯

9. その他

(1) 入所期間

保育を必要とする事由に該当する場合は、保育の実施を希望する期間（最長で就学前まで）が入所期間となります。なお、入所後、保育の必要性の認定基準（教育・保育給付認定）に該当するかを確認するため年に1度「現況届」をご提出いただきます。

(2) 休日

下記に該当する日は、保育所等の休日となるためご利用できません。ご注意ください。

- ・日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日
- ・12月29日～翌年1月3日
- ・その他、特に市長が必要と認めたとき

(3) 慣らし保育

集団生活に慣れるには個人差があり、初めからの長時間保育は、お子さんに大きな負担となります。

新規に入所するお子さんについては、集団生活への適応等を目的として、通常の保育時間よりも短い時間に限定して保育する、いわゆる「慣らし保育」を行います。お子さんの状況をみながら少しずつ保育時間をのばしていきます。

※入所日より前に慣らし保育をすることはできません。

※慣らし保育の期間については、入所（園）施設に直接お問合せください。

(4) 障害児保育について

各施設では、お子さんの発達状況や個性をふまえながら、集団の中で成長できるように配慮をして保育に取り組んでいます。集団保育が可能なお子さんが対象です。お子さんの状況や保育士の配置等により、利用時間を個別相談させていただく場合があります。具体的にお子さんの状況を把握し、受入れの体制を整えるため、医師の診断書等の提出をお願いする場合があります。また、医療的ケアを必要とするお子さんの保育については、令和6年11月に「保育所等における医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドライン」を策定し、保育所の利用に関する必要な事項を定めています。詳細については、子ども福祉課までご相談ください。

(5) 保育所等の退所について

入所（園）された後に下記の事項に該当した場合、保育所等の利用を継続することができなくなりますのでご注意ください。

- ①岩沼市外に居住（転出）する場合
- ②教育・保育給付認定期間が満了となった場合
- ③保育を必要とする認定を受けることができなくなった場合

（③の例）

「就労を理由に保育施設を利用していたが、退職した（月60時間以上就労していない）」
「求職活動を理由に保育施設を利用したが、就労しなかった（90日以内に就労しなかった）」
「疾病を理由に保育施設等を利用していたが、完治した」 など

また、家庭の事情等で退所（園）する際には、通所保育所等に事前に連絡し、保育所等へ下記の書類を提出してください。

- ①退所と併せて教育・保育給付認定も取り下げる場合
⇒「子どものための教育・保育給付認定取下書」
- ②教育・保育給付認定を受けつつ、退所をする場合
⇒「保育所退所届」

※退所届の用紙は各保育所等または子ども福祉課にあります。申請内容により申請用紙が異なりますのでご注意ください。

◎病気とその扱いについて

学校保健安全法では、感染性のある病気にかかったときは、集団生活を停止しなければならないことを指示しており、保育所等でもこれに準じています。その主な病気と登所停止期間は次表のとおりであり、その病名と診断された後に登所（園）する場合は、医師の意見書が必要となります。

※感染症のある病気についての登所（園）停止期間については、あくまで目安であり、医師の診断に従うものとします。
※意見書の用紙は、各保育所等で受け取ってください。

感染性のある病気

種類	病 名	原 因	感染経路	主 要 病 状	登所（園）停止期間
第一種	法 定 感 染 症				感染症予防法によって措置される
第二種	イ ン フ ル エ ン ザ	ウイルス	接触飛沫	発熱、せき、くしゃみ、頭痛、咽喉痛	発生した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	百 日 咳	細菌	接触飛沫	発熱、夜間にはげしいせき、ねばっこい痰	特有のせきが消えるまで、または5日間の適正な薬による治療が終了するまで
	麻 疹（はしか）	ウイルス	接触飛沫	発熱、食欲不振、口中や首に赤い発疹	解熱した後3日を経過するまで
	流 行 性 耳 下 腺（おたふくかぜ）	ウイルス	接触飛沫	発熱、耳下腺（耳たぶの下）がはれる	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風 疹（三日はしか）	ウイルス	接 触	発熱、発疹	発疹が消えるまで
	水 痘（水ぼうそう）	ウイルス	接触飛沫	発熱、顔、手足、胸に栗粒大の発疹、その後水きすがやぶれて、かさぶたができる	全部の発疹にかさぶたができるまで
	喉 頭 結 膜 熱	ウイルス	飛沫経口	眼の充血、まぶたがはれる、涙や目やにが出る	主要症状が消えてから2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	ウイルス	接触飛沫 エアロゾル	発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻水、味覚・嗅覚異常（無症状の場合もある）	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで（無症状の場合は検体採取日を0日として、5日を経過するまで）
	結 核	ウイルス	飛 沫	咳、痰、血痰、全身倦怠感など	感染の恐れがないと認められるまで
第三種	髄 膜 炎 菌 性 髄 膜 炎	細菌	飛 沫	発熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれん、髄膜刺激症状など	感染の恐れがないと認められるまで
	流 行 性 角 結 膜 炎	ウイルス	接触経口	眼の充血、まぶたがはれる、涙や目やにが出る	治癒するまで
	急 性 出 血 性 結 膜 炎	ウイルス	接触経口	高頻度に結膜下出血を起こす	治癒するまで
	腸 管 出 血 性 大 腸 菌 感 染 症	細菌	経口感染	腰痛、水様性下痢、出血性下痢	治癒するまで
	そ の 他 の 感 染 症				治癒するまで

※飛沫感染・・・咳や会話の際に飛び散る唾液によって感染すること。

※エアロゾル感染・・・飛沫より更に小さな水分を含んだ状態の粒子によって感染すること。

※接触感染・・・分泌物などに触れることで感染すること。

※経口感染・・・病原菌やウイルスのついた飲食物等を摂取することで感染すること。

10. 保育所等が保護者から直接徴収するものについて（予定）

R7.9月現在

（円）

色付きの部分については、希望者のみとなります。

項 目 保育所等名	3歳以上児 教材費 (クレヨン等)	被服費 (制服、帽子等)	布 団 持 参 者		布団リース (洗濯・乾燥込)	3歳以上児 主食料	そ の 他	
			布団乾燥費	布団洗濯費				
東保育所	新入児のみ 2,030/年	新入児のみ 1,030/年	—	—	—	主食（白ごはん）については、市独自の施策により無償で提供しています	新入児のみ 午睡用マット 購入費8,000	—
相 の 原 保 育 所	新入児のみ 2,450/年	新入児のみ 890/年	—	—	—		—	—
西保育所	新入児のみ 1,680/年	新入児のみ 890/年	—	—	—		—	—
岩 沼 保 育 園	新入児のみ 2,816/年	新入児のみ 1,200/年	400/月 (6月～10月のみ 200/月)	—	—		保健衛生費 0.1歳児6,000/年 2歳児4,000/年 3～5歳児3,000/年 教材費 3歳児2,816/年 4・5歳児360/年 おたより帳 未滿時190円/2冊目以降	実費/年 遠足代
竹 駒 保 育 園	3歳児1,000/年 4・5歳児 500/年	新入児のみ 890/年	支 出 か ら 保 護 者 会 費	—	—		0.1歳児2,500/年 2歳児1,500/年 衛生費として	—
岩 沼 北 保 育 園	新入児のみ 800/年	新入児のみ 1,000/年		—	—		新入児のみ300/年 おたよりケース代 500/月 保健衛生費	—
ほのぼの 保 育 園	新入児のみ 3,380/年 (個人購入可)	新入児のみ 570/年	200/回 (年5回)	630/回 (年1回)	900/月		200～500/年	実費/年 遠足代
ひよこ園	新入児のみ 5,000/年	3歳児から 2,200～/枚 新入児のみ 帽子代1,190	—	—	—		ノート・シール 700/年	実費/年 遠足代
J's 保育園 岩 沼	新入児のみ 2,600/年	新入児のみ 1,080/年	660/月 (税別) (布団持ち 帰り無)	1,400/年	1,400/月 (税込み)		名札120/新入園児のみ 離乳食用ノート190/随時 1～2歳児連絡 ノート170/随時 3～5歳児出席 ノート・シール780/年 おむつ処理代150/月 0歳児のみ ウォーターサーバー300/月 おしぼり用ウエットティッシュ 150/月	0～4歳児 行事費1,320/年 5歳児 行事費1,650/年 3～5歳児 絵本500/月 卒園アルバム代/実費 卒園児花代/実費 おむつ・おしぼりふき サブスク2,608/月
チアフル こども園	新入児のみ 550/年 製作袋代	新入児のみ(3～5歳児) 2,980/年 新入児のみ(0～2歳児) 940/年	—	—	—		保育衛生費 0・1歳児 625/月	保育衛生費 2歳児 2,400/年
岩沼はるか ぜこども園	3歳以上児のみ 2,400/年	新入児のみ 940/年 帽子代	布団衛生管理費 7,500/年		1,500/月 (同時在園兄弟の 場合) 第2子750/月 第3子0/月		0歳児のみ300/月 ウォーターサーバー 4.5歳児進級時粘土代 480/年	写真販売代 実費 園外保育代 実費 卒園アルバム代 実費
岩沼西こば と幼稚園・ ぶどうの木 保育園	新入児のみ 8,000/入 園時 モンテッソ リ教育費 2,000/月	3歳児から 37,000/入園時 ※1.2歳1,100/年 帽子代	—	—	—	3歳児から 500/月	(2号認定児) 肝油代: 200/月 遠足代: 約5,000/年 卒園文集代: 1,400/年 卒園アルバム代: 実費 活動写真代: 110～/年 DVD・CD代: 2,000～/年 スクールバス代: 3,500/月 ICタグ代: 300/入園時	(3号認定児) 連絡帳 約180 おむつ処理代300/月 行事用プレゼント代 2,000/年 ICタグ代300/入園時 おしぼり用ウエットティッ シュ代200/月
幼保連携型 認定こども 園 岩沼こばと 幼稚園	新入児のみ 8,700/入 園時 モンテッソ リ教育費 2,000/月	3歳児から 37,000/入園時 ※1.2歳児950/年 帽子代	—	—	—	3歳児から 500/月	(2号認定児) 肝油代: 200/月 卒園文集代: 300/年 卒園アルバム代: 実費 活動写真代: 132～/年 DVD・CD代: 2,000～/年 スクールバス代: 3,500/月 ICタグ代: 300/入園時	(3号認定児) 連絡帳 約200 おむつ処理代300/月 行事用プレゼント代 2,000/年
豆 の 木 保 育 園	—	新入児のみ 帽子代1,148/年	—	—	—	—	連絡ノート 210/冊 (0歳児) 165/冊 (1・2歳児)	おむつ処理代300/月 プレゼント代(クリスマス・ 進級時)1,500円/年
ひ な た ぼ っ こ 子 ども の 園	—	新入児のみ 1,000/年 程度 ※帽子等代	—	—	500/月	—	連絡ノート等代・衛生費他 500/月※年度最初の月 200/月※上記以外の月	遠足代1,000/回 程度 USBアルバム代 1,000/年

- ① 保護者会費（毎月450～700円程度）は、別途各保育所等保護者会で決定し徴収します。ただし、ひなたぼっこ子どもの園は会費0円です。また、J's 保育園岩沼、岩沼保育園、岩沼はるかぜこども園、幼保連携型認定こども園岩沼こばと幼稚園3号部分、岩沼西こばと幼稚園・ぶどうの木保育園の3号部分、豆の木保育園には保護者会はありません。
- ② 遠足代は、行き先によって金額が変わります。
- ③ 上記以外に、保険に加入していただきます。詳しくは各施設に直接お問い合わせください。
- ④ 価格は変動する場合があります。

11. よくあるご質問 Q&A

Q1. 支給認定証が自宅に届きました。保育所等の利用はすぐにできますか？

A1. 支給認定証は保育所等入所の決定通知ではありません。保護者の方の就労状況等をもとに、保育所等の利用が必要であると認められた証となります。入所の決定通知ではありませんが、保育所等を利用するにあたり必要なものとなりますので、大切に保管してください。

Q2. 3号認定（3歳未満）の子どもが満3歳になった場合、何か手続きが必要ですか？

A2. 市が変更の手続きを行いますので、改めてお手続きをする必要はありません。

Q3. 転入の手続き前でも、申込みはできますか？

A3. 転入予定の場合でもお申込みをいただくことは可能です。ただし、転入予定先（住所）を明確にしてお申込みいただくことが必要となります。入所できとなった場合、入所日前には、岩沼市内に住民登録及び教育・保育給付認定が必要となりますのでご注意ください。

Q4. 保育所等にすぐにでも入りたいのですが、可能ですか？

A4. 原則として、入所希望月の前月5日が申込締切日となります。期限内のお申込みをお願いいたします。

Q5. 保育所等の空き状況は分かりますか？

A5. ホームページから空き状況をご確認いただけます。利用調整後、毎月25日頃を目安に更新されます。

Q6. 申込み時点で、まだ産まれていない子どもの申込みはできますか？

A6. 出生後からのお申込みをお願いいたします。また、受入月齢は施設ごとに異なります。（P3 参照）

Q7. 公立と私立の違いは何ですか？

A7. 保育開始時間が異なり、公立保育所が7時30分から、私立保育園等が7時からとなります。なお、保育料については、各世帯の所得に応じて決定するため、公立・私立による違いはありません。実費徴収部分（P16参照）は施設により異なりますので、詳しくは施設へ直接お問い合わせください。

Q8. 利用調整の結果待機となりましたが、再度入所申込は必要ですか？

A8. 一度待機となった場合でも再申込は不要です。引き続き調整がつくまで毎月利用調整が行われます。申込内容を変更する場合や、申込を取り下げする場合には手続きが必要になります。

Q9. 待機証明の発行はどのくらいかかりますか？

A9. 申請後2～3日後にお渡し可能です。ただし、入所希望施設で利用調整がついたにもかかわらず入所を辞退した場合や、利用希望日以前の待機証明の発行はできませんのでご了承ください。

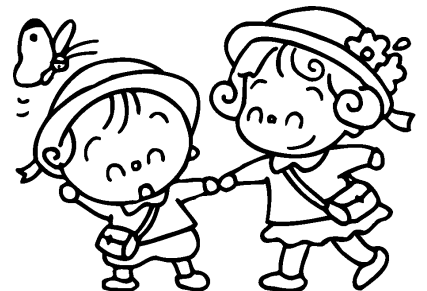
Q10. 利用者負担額（保育料）の口座引き落とし日が月末とありますが、土日祝日になった場合は、いつになりますか？

A10. 翌日の平日に当たる日となります。

Q11. 保育所等を欠席した場合、利用者負担額（保育料）は、日割り計算されますか？

A11. 原則、日割り計算されません。欠席しても毎月の利用者負担額はお支払いいただけます。

◎上記以外にも気になることがありましたら、お気軽に子ども福祉課までお問い合わせください。



12. 気象警報等の発表時・避難情報発令時の対応方針について

市では市内の保育施設における気象情報等の発表時・避難情報発令時の対応方針を以下のとおり定めています。

当該対応方針を踏まえた保育施設の対応（連絡方法や避難場所等）につきましては、各保育施設にご確認ください。

1. 開所（園）前までに気象警報等の発表、避難情報の発令があった場合（保育時間前）

警戒レベル	避難情報等	保育施設の対応
警戒レベル1	早期注意情報（ 気象庁が発表 ）	・開所（園） ・警戒レベル上昇の可能性を考慮し、必要に応じて休所（園）の準備を行います。 ・気象情報に注意し、今後避難情報を発令する可能性がある場合には、必要に応じて、保護者にメール等で周知します。
警戒レベル2	洪水注意報、大雨注意報等（ 気象庁が発表 ）	
警戒レベル3以降	高齢者等避難以降（ 市が発令 ）	・休所（園）（保育時間の繰り下げを含む。） ・休所（園）について、保護者にメール等で周知します。

2. 開所（園）時間中に気象警報等の発表、避難情報の発令があった場合（保育時間中）

警戒レベル	避難情報等	保育施設の対応
警戒レベル1	早期注意情報（ 気象庁が発表 ）	・開所（園） ・警戒レベル上昇の可能性を考慮し、避難や休所（園）の準備を行います。 ・気象情報に注意し、避難情報を発令する可能性がある場合には、必要に応じて、保護者にメール等を利用し、降園依頼の可能性等について、周知します。また、必要に応じて、降園依頼を行います。
警戒レベル2	洪水注意報、大雨注意報等（ 気象庁が発表 ）	
警戒レベル3以降	高齢者等避難以降（ 市が発令 ）	・休所（園）（保育時間の繰り上げを含む。） ・休所（園）について、保護者にメール等で周知し、保護者の安全を確保した上で降園を依頼します。 ・在籍する乳幼児及び職員の安全を確保します。 ・保育施設が危険と判断した場合は、避難所等に避難します。 ・周囲の状況等から避難するよりも、保育施設に留まることで安全が確保される場合には、無理な移動は控えます。

※保育施設の対応は、原則、保育施設の所在地域に発令している避難情報に基づきます。

※対応の基準となる「**市が発令する警戒レベル**」と「**気象庁等が発表する警戒レベル相当情報**」の違いにご注意ください。

※警戒レベル3を発令している場合であっても、当該施設のある地域での災害発生の可能性が非常に少なくなった場合は、保育を実施する場合があります。

